

坂戸市における同居家族等がいる場合の 生活援助中心型サービスの算定についての考え方

以下①～④に該当する方がいる

- ①住民票上の世帯に対象者以外の方が登録されているか否かに関わらず、実際に生活をともにしている（一緒に暮らしている）方がいる。（生計を同じくしているかは問わない。）
- ②2世帯住宅や集合住宅等同じ建物内に支援できる人が暮らしている。
- ③同じ敷地内（筆の同別に関わらず）の別棟に支援できる人が暮らしている。
- ④敷地は別だが隣の建物内に支援できる人が暮らしている。



基本的には**算定は出来ません**

例外的に本人又は同居家族等が障害・疾病により家事が困難な場合及び同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合につきましては認められる場合もあります。

「同居家族等がいる場合の生活援助中心型算定に係るQ & A」を確認し、算定が可能か確認してください。

算定に悩まれる場合に関しては、以下書類を準備し坂戸市までお問合せください。

・同居家族がいる場合の生活援助算定確認シート

・「できること」「できないこと」の一覧表（任意様式可）

・アセスメント時のフェイスシート

【居宅介護の場合】

・居宅サービス計画書 第1表

・居宅サービス計画書 第2表

・週刊サービス計画表 第3表

【介護予防支援の場合】

・予防支援計画書



以下⑤～⑧に該当する方がいる

⑤近所に家族・親族が暮らしている。（徒歩3分～5分以内程度の距離）

⑥同一町内会や自治会、又はそれに準ずる程の距離に家族・親族が暮らしている。（徒歩5分～10分以内程度の距離）

⑦同一市内、又はそれに準ずる程の位置に家族が暮らしている。（車で20～30分以内程度の距離）

⑧隣接市町村内に家族が暮らしている。（車で30～40分程度の距離）



適切なケアマネジメントのもと**生活援助中心型の訪問介護サービスをお使いいただくことが可能**ですが、ご家族・ご親族にご協力をお願いできること以外の範囲で生活援助中心型を算定していただけると幸いです。

※坂戸市への問合せ不要



適切なケアマネジメントのもと**生活援助中心型の訪問介護サービスをお使いいただくことが可能**です